

平成25年度第1回 苫小牧市文化財保護審議会 会議概要

日 時：平成25年7月8日(月)

13:30～14:46

会 場：市役所第2庁舎2階会議室

出席委員 蓑島委員、綱島委員、栗井委員、鈴木委員、蓼沼委員、丹波委員
計6名

欠席委員 村井委員、日浦委員、一谷委員 3名

教育委員会（事務局） 生涯学習課 佐々木課長 鈴木主査、千葉主事

1 開会（進行） 生涯学習課長

2 委嘱状の交付

教育長から各委員に委嘱状交付

3 教育長挨拶

4 委員自己紹介

（事務局自己紹介）

5 議事

(1) 議長・副議長の選出

議長に蓑島委員、副議長に綱島委員を選出

議長・副議長挨拶

(2) 平成25年度文化財保護関連の予算について

（事務局から報告）

(3) その他（平成25年度予算、事業に係る報告事項について事務局から説明）

<主な質疑>

トーチカについて

委 員 : 登録有形文化財に指定されてしまうと処分できなくなってしまうのか。
私が子供の頃は勇払海岸に結構いっぱいあったが、当時は邪魔者扱いされて、軍国主義の名残のような形で結構粗末にされたのではないかと思う。
登録されてしまったら邪魔だからこんな物はいらなくなるとどうなんですか。

事 務 局 : 登録の場合は指定とは違い、市内で言えば北大研究林の様な緩やかな制度で所有者の意向が反映されるような制度になっている。

委 員 : 例えばメンテナンスの問題とか、そういった問題は生じないのですか。

事 務 局 : 国からの助成の制度がありまして、例えば倒壊を防ぐとか、助成の制度を使って直すということも考えられます。

委員 : 元町ですから街の中にある。そういう所にあるものが登録されたときに将来的になくすことが出来ないとか、あるいは崩壊する可能性があるので長期的にメンテナンスが必要とか、そういう可能性がありうるか分かりますか。

会長 : この制度は事情によって登録解除できるという制度ですね。

事務局 : 最初の登録のときにも所有者の承諾でということ。

会長 : 先程のゆるやかなというか、所有者の意向が強く反映される制度です。

委員 : では、登録するという意味は何ですか。

事務局 : 登録した上で、保存と活用について、指定までは行きませんが、先程ゆるやかと言いましたが、そのような形で保存していくというような。

委員 : ただ昔の物があるから、苫小牧という街が新しいから古い物があまりなくて、昔の物があるからそれをともかく登録しておこうと、というだけではないでしょう。

会長 : 先程、軍国主義の負の遺産というお話しがありましたけれども。

委員 : 負の遺産とは言っていません。軍国主義の名残だという認識をされて邪魔者扱いされたのではないかと。

会長 : 近年はむしろ戦争遺跡というものは、そこから歴史的に学ぶものとして、保存や研究調査はかなり全国的、世界的にもされている。結局これはその文化財からどうしたいのか、何を学びたいのか、そのスタンスによって我々次第というところがあるのかなと思うのですけれど。

全国的にも世界的にも、比較的新しい物ですけど戦争の遺跡として保存して、文化財としてそこから歴史を学んでいこうという流れが近年あると思います。

あと、他の自治体では例えば、太平洋側にありますね道内に。そういうところの指定の状況というのは分かるのですか。

事務局 : きちんとした把握をしておりますが、十勝の方にもあると聞いています。おそらくですが、こちらと同じ様な状況で登録の候補の候補という段階だと思います。

会長 : スタンスも定まっていないということですね。

委員 : ただ古い物ではなく、文化財として認知するのであれば、バックグラウンドなりそれに伴って出てくるストーリーをきちんと認識した上で挙げてほしいなと思うのですけれども。

評価については軍国主義の負の遺産なのか、そういったことは一応置いて、というのは北海道とか苫小牧は歴史が新しいから、古い物は何でも文化財とあってありがたいという風潮があり、なぜ登録しなければいけないのか、候補として挙げるのかという意味が重要ですよ。

委員 : 今、お話がありましたけれども、例えば私が知っている限りでは元町にあるトーチカは、入り口が完全に閉鎖されております。

静川のほうのトーチカになりますと、開口部があってその気になると中

に入れる状態になっています。これが有名になったとすると、そこで事故が発生する可能性もありますから、市内のトーチカに関して、詳細な調査は絶対に必要で、それが危険を伴うか伴わないかも含め、これが将来候補物件となるかどうか別にしても、調査をしていくことが正しいかと思いません。

会 長 : 文化財として扱うか、扱わないかも含めて、その背後にあるストーリーとか、現在にとってどういう意味があるのかということも踏まえて、バックグラウンドを説明していかないと、ただ古いからということではまずいだろうというのもおっしゃるとおりだと思いますし、登録するか否かは別として現状を調査して把握する必要があるとご指摘も全くそのとおりだと思います。

事 務 局 : 私どもも、今後詳しい情報を集めたりですとか、そのような形で進めて生きたいと思えます。審議会の場でも今後得られた情報についてご報告していきたいと思えます。

会 長 : 資料にるとおり、今の段階ではあくまで基礎資料としての調査であり、委員のおっしゃった状態に近いわけですね。登録文化遺産になるかどうかというのはそれから先の話ということですね。

事 務 局 : まだ所有者の方の確認もとれておらず、所有者の方の同意がないと登録には進んでいかないので、まだその前の段階の状況です。

会 長 : 今後も引き続き委員の皆さんのご意見もいただいきたいと思えます。

御前水について

会 長 : 御前水は、飲める様になって地域振興というか史跡公園という話もあったようですけれど、地域の住民の方々はそのような意向をお持ちということでしょうか。

事 務 局 : そうです。整備と一体で、由緒のある場所なので観光客にも提供できるように飲めるようにして欲しいという要望です。

委 員 : お話があることは以前から知ってましたが、御前水の水源が、美々川の上流、源流部にあたると思うのですが、残念なことに美々川の源流部の少し外れたところが北海道で最大の鶏の卵の生産工場なんです。それで、今から何十年も前から影響があり、御前水の水質が汚れたのではないかと言われたことがあるんです。問題は腸菌だけではなく他の水質成分の検出があるのではないかという気がします。御前水がきれいになるというのは今のところ難しいんじゃないかと。その辺の把握はどうなんですか。

事 務 局 : 水源については調査しておりませんが、分からない部分ですが、御前水のもっと東側での水質検査でも腸菌は検出されている様なんです。農場とか周辺環境が影響しているかと思いますが、保健所では水源自体が浅く、そのまま水が浸透してきているのではないかということもあり、環境が変わらない限り水質改善は難しいのではないかということになっておりま

す。

員 : あの辺には小さい湧き水がいっぱいあるんですよ。殆ど飲用不適ですね。エキノコックスの心配もあります。やはり地下水が高すぎるんですよ。住民の方も分かっていると思うんですけど。

会 長 : 周辺環境全体の事となるとこの審議会だけの問題ではないと思います。

委 員 : 引き続き水質検査をしていただく事も結構ですけども、飲用に適するという希望的な観測があるとすれば、早いうちに希望的観測をなくしたほうがいいという気がするんですけど。おそらく私は無理だと思います。

会 長 : 水質の調査だけじゃなくて、専門家を含めたご意見をいただくというのは簡単には出来ないんですか。

事 務 局 : 保健所で一貫として飲用に適さないという判断を得ている訳ですが、なかなか納得していただかず、将来的に改善されて飲める状態にしたいという強い希望をお持ちなので検査も続いているという状況です。

委 員 : 飲める状態というのは、自分たちが飲むんですか、それとも観光客が飲むんですか。

事 務 局 : 町内で考えているのは公園のような形にしてドライブ途中に立ち寄るとか、そういったイメージを描かれていると思います。

事 務 局 : あそこは、天皇が来られた由緒ある場所で、そういうものと一体化して、名水公園的なイメージだと思いますけれども。過去に町内会の方に説明をし、その都度保健所の見解も伝え、どうしても水質が安定しないから無理だということは伝えてきてるんですけども。

会 長 : 事務局でも長年に渡っての継続的な事項ということの様ですけども。

事 務 局 : 丁度検査を始めますけれども、今回出ないにしても来年出る可能性も高いですし、私どもとしてはOKは出せません。

会 長 : 今、委員さんからご説明いただいた様な状態であるとしたら、調査したから3年後飲めるようになる様な事は望み薄ですよ。

委 員 : あの辺の水位というのは高いんですよ。例えば羊蹄とか色々な所の伏流水がありますけれども、それと全く基本的に違うということ町内の方が分かっていただけないと。

それをどうやって市の方が地域住民の方に理解していただくかというのが難しいと思いますけれども、他の名水と言われている所と水の動脈が違うということを知っていただくのが一番よろしいと思うのですけれども。

会 長 : 今回は、審議会からもこういう意見が出たという事も地域の方と話していただいて、経過を後日ご報告いただくという事でよろしいでしょうか。

事 務 局 : 説明に過去と違う工夫を入れて説明していくことが大事かと思います。

会 長 : その辺り、ご理解いただけるかどうか、もう一回お願いいたします。

静川遺跡について

- 会 長 : 過去の議事録なども拝見していますが、静川の整備は長年に渡る懸案事項で、色々なご意見が出てると思うんですけども、例えば今回取り付け道路補修予定で検討中ということでしたけれども、ロードマップ的なものというか、何年かけてこういう状態にしていきたいというのはあるのでしょうか。それとも慣例的に出来ることを行っていると言う事なのか、例えば何年後にはこういう状態にしたいというものがあれば、静川遺跡全体の史跡整備のことに市民の方も理解がしやすくなるという気がするんですけども。
- 事 務 局 : 平成22年に市が史跡の管理団体になり、手続きの際に22年から24年度までの3カ年の整備計画を策定しております。今年度以降はまだ計画が出来ておりませんので、今年度中に新たな整備の計画を作成する予定でおります。
- 会 長 : 3カ年計画くらいのものでとりあえず作ってという形になるんですか。
- 事 務 局 : もう少し長い期間の計画も、たたき台という形の案になりますけれども作成する予定でおります。
- 会 長 : この審議会でもたたき台をお示しいただいて、意見が反映されるとかそういう事はありうるんですか。
- 事 務 局 : 3月の次回の審議会では可能な部分についてはお示ししたいと思っております。
- 会 長 : 少し過去の経緯など勉強しながら考えていきたいと思えます。

管理報告について

- 委 員 : 文化財保護整備費の保守管理委託料についてですけども、3月以降各文化財の異常の報告は無しというご報告だったんですが、年何回か、委託をされている自治会から報告する義務があるのか、それぞれの文化財が異なる訳ですから、それぞれにチェックする項目、チェックシートの様なものがあっての報告なのか、それとも漠然と何もありませんでしたよという報告なのか、この辺はいかがでしょうか。
- 事 務 局 : 報告につきましては、毎月2回ないし3回文化財を回っていただいて、結果が書面で報告があがってくる形になってはいますが、細かいチェック項目というのは無い状態です。何か異常があればその都度報告いただくというような形になっております。
- 委 員 : もちろん、報告そのものを疑念を持ってという話ではないんですが、やはりこの委員会は文化財を保護する立場ですから、そういう立場からすると、漠然と異常がありませんでしたよ、はい、というよりも、ある程度きちんとしたチェックシートの様なものがあって、それを踏まえての保守管理という方がより信頼性が上がるという気がするんですけども。

会 長 : 今までは特にそういったものは用意していなくて、委託している各自治会の方にお任せしているというか、もちろん自治会の方々ですからいつも身近で見て、かつての状況もよくご存知だろうから、異常があればよくお分かりだと思えるのですけれど。

事務局 : 様式はあるんですけども、細かいチェック項目というのはいないです。

会 長 : そういうご意見を今後参考にしていただきたいと思います。

事務局 : 参考にさせていただきます。

会 長 : 他にはいかがですか。よろしいでしょうか。では、今回の議事はこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

7 閉会